**【事故報告について】**

**資料3**

**介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応及び報告方法等について**

　本市での介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応及び本市への報告方法等については、過去に通知したとおり対応いただいているところであるが、令和5年度以降も同様の取り扱いとするため、改めて下記に掲載する。確認いただいた上で、引き続きご対応願いたい。

記

１　介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応については、栃木県からの通知（令和３年３月３０日付け高対第１３７７－１号「介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応について（通知）」）に基づき行うこと。

【別添資料：3-1】

２　本市へ事故報告書を提出する際は、従来の方法（直接持参または郵送）に加えて、電子メールによる提出を可能とする。ただし、電子メールにより提出する場合は、事故報告書（Excelファイル）にパスワードを設定して暗号化するなど、個人情報を保護した上で送付すること。

３　事故発生後、遅くとも５日以内を目安に事故報告の第１報を提出いただくことから、電話による事前の事故報告は原則不要とする。ただし、今後利用者またはその家族等との間でトラブル等に発展する可能性があり、事業所として何らかの対応が見込まれる可能性があるなど、早急に情報共有が必要となる場合は、この限りでない。

　※事故報告書様式は、市ホームページに掲載している。

　　《掲載場所》

　　　　トップページ ＞ 組織でさがす ＞ 保健福祉部 ＞ 高齢介護課 ＞ 介護保険関係等申請様式 ＞ 21.事故報告書

　　《該当ページのURL》

https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/460.html

**参考：令和4年度（R4.4月～R5.2月）事故報告結果まとめ**

　令和4年4月から令和5年2月末までに本市宛て事故報告書の提出があった計194件の事故の内、事故の種別として最も多かったのは、転倒による事故（96件）、次に転落（14件）、新型コロナウイルス感染症のクラスター等の発生（11件）、誤薬・与薬漏れ（6件）だった。

**事故時の対応における好事例**

・事故後、施設の管理者から利用者家族にすぐに電話連絡し、事故発生時の正確な状況、本人の怪我等の様子、受診の必要性等について説明するとともに、サービスを利用中に事故が発生したことへの遺憾の意を示すために謝罪をした。

・早朝、転倒し頭部からの出血している入所者を発見した宿直職員が看護師にオンコールし、救急搬送の支持を受け救急搬送するとともに家族に連絡。頭部CTを撮る等適切な処置を受けることができ、後遺症なく退院された。

　事故防止が入所者の命に係わる重大な取り組みであることを認識し、事故やヒヤリハットの原因を深く検証し、実効性のある再発防止策を検討・実践し、その効果を検証するといった一連のサイクルの確立を図り、再発防止につなげていただきたい。